

ANAコーポレートトラベルアカウントシステム会員特約

BUSINESS SOLUTION

第1条(システムの名称およびACTAS会員入会の方法)

1. 本システムは、全日本空輸株式会社(以下「ANA」という)が、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)との提携により提供するもので、ANAコーポレートトラベルアカウントシステム(以下「ACTAS」という)と称します。
2. ANAコーポレートトラベルアカウントシステム会員(以下「ACTAS会員」という)とは、本特約およびダイナースクラブコーポレートトラベルシステム会員規約(以下「規約」という)を承諾のうえ、ANAを通じて当社への入会およびコーポレートトラベルシステムの利用を当社に申し込み、ANAおよび当社が入会を認めた法人または団体をいい、ANAおよび当社は、ACTAS会員に本システムを提供します。

第2条(ACTAS会員のトラベルシステムの利用)

ACTAS会員のコーポレートトラベルシステムの利用および利用代金の支払い等、ACTAS会員と当社との関係については、規約に従うものとし、規約上のCTS会員は、ACTAS会員と読み替えるものとします。

第3条(本特約の改定)

当社が本特約を変更する場合は、あらかじめ、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知するものとします。

第4条(ACTAS会員資格の継続・廃止)

ACTAS会員資格の継続・廃止については、ANAおよび当社がこれを決定します。

第5条(ACTAS会員情報の利用)

1. ACTAS会員は、当社が保護措置を講じたうえで、ANAに対し、ANAにおける会員管理を目的として、次の各号に定めるACTAS会員の情報ならびにACTAS会員および当社が承認したダイナースクラブコーポレートカード使用者(以下「カード使用者」という)の情報を提供し、ANAがこれを共同して利用することに同意します。
 - (1) 規約に基づき当社に届け出のあった情報もしくはACTAS会員およびカード使用者が当社に提出する書類等に記載されている情報
 - (2) ACTASの申し込みにより発行される会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限
 - (3) ACTAS申し込みに対する審査の結果(ただし、その理由は除く)
 - (4) ACTAS会員資格の取消(ただし、その理由は除く)
2. ACTAS会員は、当社が必要に応じてANAに対し、ANAの航空運送業における各種サービスの提供を目的として、下記の航空券情報を、保護措置を講じたうえで提供し、ANAがこれを共同して利用することに同意します。
 - (1) ACTAS会員の航空券利用状況、支払い状況

<共同利用先>

全日本空輸株式会社

〒105-7140 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター

以上

2020年5月版